

1930(昭和5)年以前の師範学校における音楽教育実践の概観

—保育者養成機関の源を探って—

鈴木 慎一朗*

はじめに

本稿では、1930(昭和5)年より以前の時期の師範学校における音楽教育実践の変遷を概観する。

戦前、保育者養成制度は確立されておらず、小学校教員の資格がそのまま「保姆」の資格となっていた¹。1940(昭和15)年3月に実施した文部省の調査資料では、保母養成機関について「東京、奈良両女高師附設のものが官立であり、千葉女子師範保姆養成科が公立である外は、凡て私立である。但し岡山のものは県が講習会の形式で営んでゐるものであつて特殊のものである」と報告されている²。

1943(昭和18)年4月、官立専門学校程度へと昇格を果たした師範学校においては、女子生徒に対して2週間の「保育実習」が義務付けられる³。この改正について水野浩志は、「付属幼稚園保母達を困惑させるとともに大いなる刺激を与え、保母養成のための保育実習のあり方についての研究・討議が活発に行なわれ、当時の保育誌上をにぎわせた」と述べる⁴。

先述の千葉県女子師範学校保姆養成科では、「午前中実習、午後授業の形で、一か年間、教育児童心理、管理、体育、音楽、図工の五科目を女子師範本科生と共に受講させた」そうである⁵。また、岡山県開設保母養成講習会においても、岡山県女子師範学校教諭や附属幼稚園主任保母が講師を務めている⁶。このように、師範学校は保育者養成史において見過ごしてはならない養成機関であったといえよう。

師範学校における音楽教育の変遷を扱った研究として、浜野政雄⁷、岩上行忍⁸、上原一馬⁹、平井啓¹⁰、別府愛¹¹が挙げられる。しかしながら、これらの研究は特定の時代や地域を対象としているため、変遷の全体像は明らかにされていない。師範学校において音楽教育実践がどのように導入され、普及していくかについて整理することは、学校音楽教育の進展ならびに初等学校教員や保育者の養成方法を探る上で重要である。

* 短期大学保育科

Shinichiro SUZUKI : A Survey of Practice of Music Education in Normal Schools before 1930 : Investigation into the Origin of Nursery School and Kindergarten Teachers Training School

そこで本稿では以下の方法で進める。第一に、師範学校における「音楽」の目的の変遷を概観する。第二に、1930（昭和5）年以前の師範学校における音楽教育実践を概観する。なお、表記に関して、引用文、文献等の旧字体は新字体に改めた。

1. 師範学校における「音楽」の目的の変遷の概観

最初に師範学校における「音楽」の目的の変遷を概観しておきたい。表1は、「師範学校規定」における「音楽」を一覧にしたものである。1907（明治40）年から1931（昭和6）年の規定では、「音楽ニ関スル知識技能」「小学校ニ於ケル唱歌教授ノ方法」を通して、「美感ヲ養ヒ」「心情ヲ高潔」「徳性ノ涵養」にすることを目的としていた。官立専門学校程度へと昇格する1943（昭和18）年の規定では「教育者タルノ資質ヲ鍛成スルヲ以テ要旨トス」を最終的な目標としている。

表1 「師範学校規定」における「音楽」

年	「師範学校規定」における「音楽」
1907 (明治40)	音楽ハ音楽ニ関スル知識技能ヲ得シメ且小学校ニ於ケル唱歌教授ノ方法ヲ会得セシメ美感ヲ養ヒ心情ヲ高潔ニシ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス, 音楽ハ単音唱歌、複音唱歌及楽器使用法ヲ授ケ且教授法ヲ授クヘシ
1925 (大正14)	音楽ハ音楽ニ関スル知識技能ヲ得シメ且小学校ニ於ケル唱歌教授ノ方法ヲ会得セシメ美感ヲ養ヒ心情ヲ高潔ニシ徳性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス, 音楽ハ単音唱歌、複音唱歌及楽器使用法ヲ授ケ且教授法ヲ授クヘシ
1931 (昭和6)	音楽ハ音楽ニ関スル知識技能ヲ得シメ美感ヲ養イ心情ヲ高潔ニシ徳性ノ涵養ニ資シ且学校ニ於ケル唱歌教授ノ方法ヲ会得セシムルヲ以テ要旨トス, 音楽ハ単音唱歌、複音唱歌、楽典ノ大要及楽器使用法ヲ授ケ且教授法ヲ授クヘシ
1943 (昭和18)	芸能科ハ国民生活ニ須要ナル芸術技能ヲ修練セシメ工夫創作及鑑賞ノ能ヲ養ヒ国民的情操ト実践的性格トヲ陶冶シ我ガ国芸能ノ創造発展ニ貢献スルノ信念ニ培ヒ教育者タルノ資質ヲ鍛成スルヲ以テ要旨トス, 芸能科ハ之ヲ分チテ音楽、書道、図画及工作ノ科目トス,

出典 文部省『師範教育関係法令の沿革』1938年。『近代日本教育制度史料』第五卷、1956年。

2. 1930（昭和5）年以前の師範学校における音楽教育実践の概観

巻末の表2は、師範学校に関する主な制度の変遷を年表にしたものである。高等師範学校ならびに保育者養成史等に関する主要な動向についても掲載した。時代区分は、国立教育研究所編『日本近代教育百年史』(1974)に基づき、「創始期」「模索期」「確立期」「整備期」「展開期」「戦時期」の6区分に分けた¹²。

以下、先行研究の成果に基づきながら、各時期の特徴を整理したい。ただし、「戦時期」（1931～1945年）については紙幅の関係上、別稿に譲るとする。

（1）創始期 1872（明治5）年～1879（明治12）年

1872（明治5）年、わが国最初の師範学校が東京に設立される。「音楽」は学科課程の中に置かれていない¹³。なお、水原克敏は学科課程の特徴として以下の「三重構造の型」を指摘している¹⁴。

- ① 教科専門を配置することで、基礎学力を形成する。
↓
- ② 教授法を中心とする教職教養を形成する。
↓
- ③ 附属小学校で「実地授業」を課す。

官立師範学校は東京の他、1873（明治6）年に大阪、宮城、1874（明治7）年に愛知、広島、長崎、新潟に設立される（ただし、1877年に愛知、広島、新潟、1878年に大阪、長崎、宮城の官立師範学校は廃止される）¹⁵。愛知師範学校では校長の伊沢修二が、愛知周辺のわらべうた《蝶々》等を取り上げて唱歌遊戯の実践を試みている¹⁶。

1874（明治7）年、東京に女子師範学校が創設され（開校は1875年）、1876（明治9）年、附属幼稚園が設置される¹⁷。そこでは「保育唱歌」を用いた唱歌遊戯の実践が行われている¹⁸。

（2）模索期 1880（明治13）年～1885（明治18）年

模索期は、「教育令」を改正公布した1880（明治13）年以降の時期である。この時期で特筆すべきことは、やはりメーソン¹⁹による唱歌教育が開始され、『小学唱歌集』（1881-84）が編纂されたことであろう。これについては、山住正巳²⁰（1967）、大畠祥子²¹（1976）、松下直子²²（1980）、沢崎真彦²³（1983）、河口道朗²⁴（1996）によって明らかにされている。以下、先行研究の成果から重要な点を要約する。

- 1) 音楽取調掛伝習生対象の音楽訓練が開始されたのは、1880（明治13）年10月であった。一方、東京師範学校（現、筑波大学）、東京女子師範学校（現、お茶の水女子大学）、東京師範学校附属小学校（現、筑波大学附属小学校）、東京女子師範学校附属小学校（現、お茶の水女子大学附属小学校）においては、1880（明治13）年4月から唱歌教育が先駆けて開始されていた。
- 2) 東京女子師範学校においてはメーソンによる唱歌教育が開始される以前から唱歌の伝習が行われていたこととも重なり、東京女子師範学校の生徒は、東京師範学校の男子生徒と比べて音楽的な能力が高かった。なお、二つの附属小学校の間における児童

の音楽的な能力の違いはほとんど見られなかつた。

3) 音楽取調掛伝習生と師範学校生徒の教科課程については共通点と相違点があつた。

『音楽取調掛申報書』²⁵ (1884) では次のように規定されていた。

「伝習人に授くべきものは、唱歌、洋琴、風琴、箏、胡弓及び歐州管弦樂器とす」²⁶

「女子師範学校に於て伝習すべきものは、唱歌、風琴、箏及び胡弓とす」²⁷

「東京師範学校に於て伝習すべきものは、女子師範学校に大同小異なりと雖も、甲校の唱歌は乙校の唱歌に比すれば稍下等に居り、又、箏、胡弓の伝習は難きに過ぎ、到底之を施すこと能わざるものとす」²⁸

上記3)について河口は、「音楽家の養成と音楽教員の音楽能力の形成のあり方の分岐点が設定されていた」と考察する²⁹。この問題は、中山裕一郎³⁰や佐野靖³¹が指摘する東京音楽学校における本科と師範科の在り方にも関連する³²。

ところで、師範学校における教科目として「唱歌」の名が登場するのは、1881（明治14）年8月の「師範学校教則大綱ヲ定ムル事」³³（達第二十九号）からである³⁴。「唱歌ハ教授法等ノ整フヲ待テ之ヲ設クヘシ」（第三条）とあるものの、模索期には一部の府県立師範学校においても唱歌教育の実施が確認できる。水原によると、府県立師範学校の中で「唱歌」の設置がもっとも早かつたのが、長野県師範学校である³⁵。1882（明治15）年、校長の能勢栄によって模造ヴァイオリンを用いた唱歌教育が行われた³⁶。能勢の実践の詳細については、松下が明らかにしている³⁷。結局、「文部省一音楽取調掛は、能勢栄の行なつた唱歌教育に対して好意的ではなく、むしろ、文部省一音楽取調掛が意図する唱歌教育の普及に反し、その障害ともなるべきもの」³⁸と捉え、長野県の独自の唱歌教育は挫折せざるを得ない状況となる。

その他、松下は、千葉県師範学校音楽科教員の木下邦昌の琴を用いた唱歌教育の実践を挙げている³⁹。1882（明治15）年ということで能勢の実践と時期が重なり、結末も同じである。松下は、能勢と木下の実践の背景には洋楽器不足入手不可能な状態があったと分析している⁴⁰。なお、村尾忠廣によると、音楽取調掛へ楽器購入依頼の第一号は、千葉県女子師範学校で、1881（明治14）年11月8日に風琴1台を注文している⁴¹。

ちなみに、最初の唱歌教員となるべき、東京女子師範学校の卒業生が出たのは、1882（明治15）年である。卒業生の一人、菊池ノブは、岩手師範学校二等助教諭として赴任し、唱歌教育を開始している⁴²。このように、模索期というのは、メーソンによる唱歌教育が開始され、彼の教育を受けた卒業生たちが地方へ広がり始めた時期である。松下は、「音楽取調掛一師範学校一唱歌講習会一小学校という上意下達の单一な図式」であったことを指摘している⁴³。この図式は、これ以後の制度にも受け継がれていったのである。

(3) 確立期 1886（明治19）年～1896（明治29）年

確立期は、1886（明治19）年4月10日の「師範学校令」（勅令第十三号）によって、師

範学校の制度が確立された時期である。水原は、「師範学校令」について以下の2点を指摘する⁴⁴。

- 1) 制度論的には、高等師範学校の創設と同時に、高等師範学校による尋常師範学校教員養成の体制が確定されたこと。
- 2) 内容論的には、「三気質」（順良・信愛・威重）養成が目的とされたこと。

師範学校の学科目については「唱歌」から「音楽」へ変更されている。同年の「尋常師範学校学科程度ノ事」（文部省令第九号）の第二条において「音楽」は、「単音唱歌複音唱歌樂器用法及音樂上ノ名称記号旋律和声拍子等ノ要略」と規定され、授業の時間も確保されている⁴⁵。1892（明治25）年、「尋常師範学校ノ学科及其程度改正ノ事」（文部省令第八号）が出され、学科目の内容が規定される。

その他、1887（明治20）年、音楽取調掛は東京音楽学校へと改称、改組される⁴⁶。このように確立期には、小学校教員養成を府県立の尋常師範学校、中等学校の音楽教員養成と小学校の専科唱歌教員養成を東京音楽学校が担うという制度が法令上においても明確になった。またこの時期は、1891（明治24）年の「小学校祝日大祭日儀式規定」の制定に伴い、唱歌教育が急速に普及する⁴⁷。奥中康人は、儀式唱歌の普及には師範学校が先進的な役割を果たしたと述べている⁴⁸。

なお、1887（明治20）年、『幼稚園唱歌集』が刊行される⁴⁹。倉橋惣三は、「明治十四年ごろから唱歌が発達して来ると共に、これに伴ふ唱歌遊戯、洋風遊戯が隆盛になつて来て一般の子供のあそびが、ガラリと變つて行つた」と指摘する⁵⁰。

（4）整備期 1897（明治30）年～1917（大正6）年

整備期は、1897（明治30）年10月6日の「師範教育令」（勅令第三百四十六号）の公布以後の時期である⁵¹。第一条で次のように規定している⁵²。

高等師範学校ハ師範学校尋常中学校及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス、女子高等師範学校ハ師範学校女子部及高等女学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス、師範学校ハ小学校ノ教員タルヘキ者ヲ養成スル所トス前三項ニ記載シタル学校ニ於テハ順良信愛威重ノ徳性ヲ涵養スルコトヲ務ムヘシ、

高等師範学校は中等学校の教員養成を担うことが明文化されている。なお、東京音楽学校は、1893（明治26）年、高等師範学校附属音楽学校となったものの⁵³、1899（明治32）年、再独立を果たす⁵⁴。

一方、師範学校に関しては、1907（明治40）年4月17日、「師範学校規定」（文部省令第十二号）が制定される。第二条「本科ヲ分チテ第一部及第二部トス」⁵⁵とあるように、中学校、高等女学校卒業生対象の本科第二部が新設される。修業年限は、第四条において以

下のように規定される⁵⁶。

予備科ノ修業年限ハ一箇年トス,
本科第一部ノ修業年限ハ四箇年トス,
本科第二部ノ修業年限ハ男生徒ニ就キテハ一箇年, 女生徒ニ就キテハ二箇年又ハ一箇年トス,

「音楽」に関しては、第二十三条で次のように規定されている⁵⁷。

音楽ハ音楽ニ関スル知識技能ヲ得シメ且小学校ニ於ケル唱歌教授ノ方法ヲ会得セシメ
美感ヲ養ヒ心情ヲ高潔ニシ特性ノ涵養ニ資スルヲ以テ要旨トス,
音楽ハ単音唱歌、複音唱歌及楽器使用法ヲ授ケ且教授法ヲ授クヘシ,

1910（明治43）年5月31日、「師範学校教授要目」（文部省訓令第十三号）が定められる。山田昇は、学科課程の特徴として次の4点を指摘している（下線は筆者による）⁵⁸。

- 1) 修身科において、教育勅語、戊申詔書はもとより、師範学校生徒心得、教師の心得などを教授することと定めた。
- 2) 教育科の教授体系は、心理（2年）、論理、教育の理論、教授法及保育法（3年）、近世教育史、教育制度、学校管理法、学校衛生、教育実習（4年）と定められた。
- 3) 各学科とも、第3学年のときに教科教授法を学習するものとし、各教科の「教授の要旨、教授教材の選択及排列、教授の方法、教授用具及教授上必要なる注意、教科用図書の研究」などを取り扱うこととした。
- 4) 国語及び漢文については、読本の文体の標準や材料選択の標準を示した他、各学科について、各学年、各学期ごとの教授要綱と教授上の注意事項を詳細に指示した。また、各学科とも、小学校教則に準拠して、教授内容に配慮を加えたものとみなすことができる。

当然のことながら、上記3) の特徴は、音楽でも見られる。本科第一部の第3学年と本科第二部の第2学年女生徒の部においては、「小学校ニ於ケル唱歌教授法」が置かれ、その中に「教授ノ要旨」「教授材料ノ選択及排列」「教授ノ方法」「教授用具及教授上必要ナル注意」が含まれている⁵⁹。

このように、各学科の内容を「師範学校教授要目」において示すという方法は、この時期に始まり以後踏襲される。

保育者養成史に関しては、1899（明治32）年、「幼稚園保育及設備規定」が制定され、法令上において幼稚園の位置付けが明文化される⁶⁰。1905（明治38）年、東京女子高等師範学校に1年制の保育実習科が付設される。とはいものの、この時期はキリスト教関係の保母養成機関の役割が大きい⁶¹。

1900（明治33）年から1902（明治35）年にかけ、田村虎蔵・納所弁次郎編『幼年唱歌』という子どもの生活に即した、口語的な話ことばを用いた言文一致唱歌が登場する⁶²。さらに1901（明治34）年、幼児の実態をよく観察し、実践に基いた、東クメ・滝廉太郎による『幼稚園唱歌』が出版される⁶³。

（5）展開期 1918（大正7）年～1930（昭和5）年

展開期は、1917（大正6）年の臨時教育会議設置後の時期である。

1925（大正14）年4月1日、「師範学校規定中改正」（文部省令第八号）が行われ、予科の廃止とともに本科第一部の修業年限が5箇年と変更された。同年4月18日、「師範学校教授要目」も改正される。山田によると、主な改正点は次の4点である⁶⁴。

- 1) 男女生徒を通して「法制経済」を必修とし、男生徒には「英語」を必修とした。
- 2) 女生徒については男生徒と共に学科の他に「家事及裁縫」の教授時数が多いため、「英語」と「農業又ハ商業」を随意科目とした。
- 3) 本科第二部の学科目については、男生徒には「農業又ハ商業」を、女生徒には「法制及経済」を必修に加え、さらに「家事」も必修とした。
- 4) 新たに設置された専攻科の学科目は必修科目（修身、哲学、教育、国語及漢文、農業又ハ商業＜男子＞、家事及裁縫＜女子＞、体操）と選択科目（英語、歴史及地理、数学、博物、物理及化学、図工及手工、音楽）によって編成された。

音楽に関して「小学校ニ於ケル唱歌教授法」が、本科第一部の第4学年と本科第二部の最終学年に置かれている⁶⁵。また、「注意」の項には「読譜力及鑑賞力ノ養成ニ力ムヘシ」⁶⁶と掲げられ、鑑賞の領域が設けられる。

ところで、展開期は中等学校数や中等学校に在籍する生徒数の増加が著しい時期でもある⁶⁷。そのような動向を受け、1922（大正11）年「臨時教員養成所規定中改正」（文部省令第十六号）があり⁶⁸、第四臨時教員養成所が東京音楽学校に設置される（1932年廃止）⁶⁹。

一方、師範学校においては第二部卒業者数の増加の傾向が見られる。清水康幸は、「1926（大正15、昭和元）年段階で第二部卒業者数が第一部卒業者数をわずかながら上回り、1930（昭和5）年まで拮抗状態を続いている」と述べている⁷⁰。ちなみに、一部の師範学校では生徒の抵抗運動が起きている⁷¹。

また、木下竹次の奈良女子高等師範学校附属小学校における実践⁷²のように、附属小学校を中心に新教育運動が広がったのも展開期の特徴の一つである⁷³。

保育者養成史に関しては、1920（大正9）年、奈良女子高等師範学校に1年制の保母養成科が開設される⁷⁴。また、1922（大正11）年、岡山県女子師範学校に6カ月の組織的な保母養成講習会が開設される⁷⁵。さらに1928（昭和3）年、千葉県女子師範学校幼稚園保姆養成科が設けられる⁷⁶。このように展開期は、1926（大正15）年、「幼稚園令」が公布され、幼稚園教育制度の整備が図られた時期でもある⁷⁷。

おわりに

以上、1872（明治5）年から1930（昭和5）年までの師範学校における音楽教育実践を概観した。その結果、以下の3点が指摘できる。

- 1) 府県立師範学校の中で「唱歌」の設置がもっとも早かったのは、長野県師範学校であった。1882（明治15）年、校長の能勢栄によって模造ヴァイオリンを用いた唱歌教育が行なわれた。
- 2) 師範学校の学科目において「唱歌」から「音楽」へ変更されたのは、1886（明治19）年であった。
- 3) 1910（明治43）年以降、各学科の内容は、「師範学校教授要目」において示されるようになった。また、その中で「教科教授法」が位置付けられた。

東京女子高等師範学校、奈良女子高等師範学校の他、府県立師範学校である岡山県女子師範学校や千葉県女子師範学校においても保育者養成機関としての役割を担うようになつた。ただし、岡山県女子師範学校では、以下のような状況であった⁷⁸。

待遇が悪いのと、小学校へ就職義務があったため、幼稚園に勤めるものはほとんどなく、卒業生が本格的に勤めたのはその附属幼稚園だけであり、そこから他に転出したり、都合で小学校から幼稚園に転出した人が幾人かはあるのである。

今後は、師範学校と附属小学校、附属幼稚園との連携の中で音楽教育実践がどのように展開されていったかについて追求していきたい。

[付記]

本稿は、2006年3月、兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科から博士（学校教育学）の学位を授与された学位請求論文『昭和前期の師範学校における音楽教育実践に関する史的研究』の第I部第1章に加筆・修正を行ったものである。

表2 師範学校の制度の変遷

	年	師範学校、高等師範学校	保育者養成史	その他
創始期	1871 (M4)	東京に師範学校設置		文部省設置 「学制」頒布
	1872 (M5)	師範学校に附属小学校を設ける		
	1873 (M6)	師範学校を「東京師範学校」と改称。この年初めて卒業生10名を出す		
	1874 (M7)	大阪府および宮城県下に官立師範学校を設置 愛知・広島・長崎・新潟各県下に官立師範学校設置（全国に7官立師範学校設置。各大学区本部に1校となる） 東京に女子師範学校を設置（1875年開校）	伊沢修二、愛知師範学校で「唱歌遊戲」実践	
	1876 (M9)		東京女子師範学校附属幼稚園創設	東京大学設立
	1877 (M10)	東京師範学校に中学師範科を設置（1876年開業）		「学制」を廃し「教育令」を公布
	1878 (M11)	愛知・広島・新潟各官立師範学校を廃止		文部省音楽取調掛を設置
	1879 (M12)	大阪・長崎・宮城の各官立師範学校を廃止 東京女子師範学校の「附属小学」を「附属練習小学校」と改称	東京女子師範学校保母練習科開設（修業年限1年）	文部省音楽取調掛において、初めて生徒22人の入学を許可
	1880 (M13)	音楽取調掛、内外音楽の取調ならびに東京師範学校および女子師範学校の附属小学校および幼稚園生徒に唱歌教授を開始	東京女子師範学校保母練習科を廃止し、幼児保育法を本科の課程に編入し、小学校教員・幼稚園保母となれるよう改正	文部省、音楽講習所にピアノ11台を購入 「教育令」を改正公布 「小学校教則綱領」を制定
	1881 (M14)	「師範学校教則大綱」を制定		東京女子師範学校への皇后行啓に際し、音楽取調掛による管弦楽演奏が行われる（管弦楽演奏の初め） 『小学唱歌集 初編』出版届
模索期	1882 (M15)	東京女子師範学校予科を廃し、附属高等女学校を設置（修業年限5年、高等女学校の初め）		
	1883 (M16)	東京女子師範学校附属小学校を、附属女児小学校と改称 「府県立師範学校通則」を制定		『小学唱歌集 第二編』出版届 『小学唱歌集 第三編』出版届
	1884 (M17)			森有礼、初代文部大臣に就任
	1885 (M18)	東京女子師範学校を東京師範学校に合併、同校女子部となる		「帝国学校令」「小学校令」「中学校令」を公布
	1886 (M19)	「師範学校令」を公布（尋常師範学校・高等師範学校の2段階）		音楽取調掛を東京音楽学校と改称・改組
	1887 (M20)	「尋常師範学校ノ学科及其程度」を制定	『幼稚園唱歌集』発行	「小学校令」を公布 「教育ニ関スル勅語」発布
	1889 (M22)			「小学校祝日大祭日儀式規定」を制定
	1890 (M23)	女子高等師範学校創設（高等師範学校女子部を分離）	頌栄保母伝習所創設	
	1891 (M24)			
	1892 (M25)	「尋常師範学校ノ学科及其程度」を改正		
確立期	1893 (M26)			
	1895 (M28)			東京音楽学校を、高等師範学校附属音楽学校とする
	1897 (M30)	「師範教育令」を公布	広島女学校保育専修部開設	文部省、小学校における祝日、大祭日の儀式に用いる歌詞・楽譜を選定

	年	師範学校、高等師範学校	保育者養成史	その他
整備期	1898 (M31)		柳城保母養成所開設	
	1899 (M32)		「幼稚園保育及設備規定」制定	高等師範学校附属音楽学校が独立して「東京音楽学校」と改称
	1900 (M33)		「小学校令施行規則」 田村虎蔵・納所弁次郎『幼年唱歌』発行 滝廉太郎・東クメ『幼稚園唱歌』発行	
	1901 (M34)			
	1902 (M35)	広島高等師範学校設置（1903年開校） 臨時教員養成所（第一から第五までの5校）を設置		
	1905 (M38)		東京女子高等師範学校保育実習科付設（1年制）	
	1906 (M39)	第四・第五臨時教員養成所廃止 第六臨時教員養成所を設置		小学校令を改正（義務教育年限を6か年に延長。尋常小学校を6年、高等小学校を2～3年とする）
	1907 (M40)	「師範学校規定」を制定（本科第二部を設置）		
	1908 (M41)	第一・第二臨時教員養成所廃止 奈良女子高等師範学校設置。女子高等師範学校を東京女子高等師範学校と改称		
	1910 (M43)	「師範学校教授要目」を制定		「学校体操教授要目」を制定
展開期	1913 (T2)			総理大臣の諮問機関として「臨時教育會議」を設置 「大学令」公布
	1915 (T4)	「師範学校規定」を改正		
	1917 (T6)			
	1918 (T7)		奈良女子高等師範学校保母養成科開設（1年制）	
	1920 (T9)		岡山県女子師範学校保母養成講習会開設	
戦時期	1922 (T11)	東京高等師範学校に第一、広島高等師範学校に第二、奈良女子高等師範学校に第三、東京音楽学校に第四のそれぞれ臨時教員養成所を設置		
	1925 (T14)	「師範学校教授要目」を改正	「幼稚園令」制定	
	1926 (T15)			
	1929 (S4)	東京文理科大学、広島文理科大学設置		
	1931 (S6)	「師範学校規定」全面改正（本科第二部の修業年限を2年とする。基本科目・増課科目を設ける） 「師範学校教授要目」を全面改正		
	1935 (S10)			「青年学校令」公布
	1936 (S11)			東京音楽学校に邦楽科開設
	1937 (S12)	「師範学校教授要目」を改訂		
	1940 (S15)			「国民学校教員講習会実施要綱」を制定 「国民学校令」公布
	1941 (S16)	師範学校を3年制専門学校程度にする昇格案を閣議決定		
	1942 (S17)			
	1943 (S18)	「師範教育令」を改正（師範学校を官立とし、本科3年・予科2年の専門学校程度とする） 「師範学校規定」を制定 「師範学校教科教授及修練指導要目」「師範学校体練科教授要目」を制定	師範学校女子生徒に対し、2週間の「保育実習」が義務付けられる	
	1944 (S19)	金沢高等師範学校設置		
	1945 (S20)	岡崎高等師範学校、広島女子高等師範学校を設置		「決戦教育措置要綱」を閣議決定 「戦時教育令」公布

出典 文部省『学制百年史（資料編）』ぎょうせい、1972年。文部省『幼稚園教育百年史』フレーベル館、1979年。日本音楽教育学会編『日本音楽教育事典』音楽之友社、2004年。

注 下線は筆者による。

[注]

-
- 1 湯川嘉津美「保育者養成」久保義三・米田俊彦・駒込武・児美川孝一郎編『現代教育史事典』東京書籍, 2001年, 68頁。
 - 2 岡田正章監修『大正・昭和保育文献集』第十三巻, 日本らいぶらり, 1978年, 49頁。
 - 3 1943（昭和18年）の「師範学校教科教授及修練指導要目」において「保育実習」は次のように規定された。「女子ニ在リテハ第二期以後適當ナル時期ニ於テ約二週保育実習ヲ課スベシ。男子ニ在リテモ適宜幼児保育ノ実際ヲ実習又ハ見学セシムベシ」（『文部時報』第809号, 帝国地方行政学会, 1944年, 82頁）。
 - 4 水野浩志「新制師範学校の保母養成」水野浩志・久保いと・民秋言編『保育者と保育者養成』戦後保育50年史——証言と未来予測, 第三巻, 栄光教育文化研究所, 1997年, 46頁。
 - 5 日本保育学会『日本幼児保育史』第四巻, フレーベル館, 1971年, 205頁。
 - 6 岡山県保育史編集委員会編『岡山県保育史』フレーベル館, 1964年, 224頁。
 - 7 浜野政雄「教員養成制度と音楽教育」『音楽教育研究』第4号, 音楽之友社, 1968年, 69-81頁。
 - 8 岩上行忍「鳥取県における音楽教育の変遷——主として鳥取師範学校および鳥取大学の音楽科教員と卒業生について」『鳥取大学教育学部研究報告 教育科学』第12巻第2号, 鳥取大学教育学部, 1970年, 55-71頁。
 - 9 上原一馬『日本音楽教育文化史』音楽之友社, 1988年, 259頁。
 - 10 平井啓『奈良県音楽近代史——音楽教育を中心に』1995年, 87-94頁（第1章 明治), 212-217頁（第2章 大正), 348-368頁（第3章 昭和・戦前), 437-440頁（第4章 昭和・戦時下)。
 - 11 別府愛「福井直秋の教育活動と当時の教育状況——師範学校の教育を中心にして」武蔵野音楽大学音楽教育学科編集委員会編『福井直秋著作解題』2000年, 60-71頁。
 - 12 国立教育研究所編『日本近代教育百年史 学校教育1』第三巻, 文唱堂, 1974年, 1281-1376頁。国立教育研究所編『日本近代教育百年史 学校教育2』第四巻, 文唱堂, 1974年, 1403-1521頁。国立教育研究所編『日本近代教育百年史 学校教育3』第五巻, 1974年, 1325-1447頁。国立教育研究所編『日本近代教育百年史 学校教育4』第六巻, 1974年, 487-645頁。
 - 13 水原克敏『近代日本教員養成史研究——教育者精神主義の確立過程』風間書房, 1990年（1991年重版使用), 37-38頁。
 - 14 同上, 52頁。
 - 15 篠田弘「教員養成の創始と発展」仲新監修, 篠田弘・手塚武彦編『学校の歴史 第5巻 教員養成の歴史』第一法規出版, 1979年, 4頁。篠田弘「初等教員の養成」仲新監修,

- 篠田弘・手塚武彦編『学校の歴史 第5巻 教員養成の歴史』第一法規出版, 1979年, 19-21頁。
- ¹⁶ 外山友子「「蝶々」の系譜考」『いわき紀要』1980年, 142-162頁。沢崎真彦「音楽取調掛の設置」『音楽教育の歴史』小学校音楽教育講座第2巻, 音楽之友社, 1983年, 17頁。沢崎真彦「明治初期における唱歌教育の試み——「音楽取調掛」設置前にみる」日本音楽教育学会編『音楽教育学の展望Ⅱ(上)』音楽之友社, 1991年, 50-51頁。大畑祥子「幼児音楽教育論4 わが国における幼児音楽教育の成立と発展(上)」『季刊音楽教育研究』1984年夏号, 第27巻第3号, 音楽之友社, 1984年, 126-127頁。安田寛『「唱歌」という奇跡 十二の物語——讃美歌と近代化の間で』文春新書, 文芸春秋, 2003年, 44-56頁。
- ¹⁷ 文部省『幼稚園教育百年史』ひかりのくに, 1979年, 35-38頁。
- ¹⁸ 沢崎「音楽取調掛の設置」, 前掲書, 17-18頁。沢崎「明治初期における唱歌教育の試み」, 前掲書, 51-53頁。大畑, 前掲書, 127-129頁。その他, 以下の先行研究が挙げられる。秋山治子「東京女子師範学校附属幼稚園の保育音楽について——先行研究の検証及び音楽美学的立場からの考察」『白梅学園短期大学紀要』33巻, 白梅学園短期大学, 1997年, 57-72頁。ヘルマン・ゴチエフスキ「保育唱歌について」安田寛代表編『原典による近代唱歌集成—誕生・変遷・伝播—解説・論文・索引』ビクターエンタテイメント, 2000年, 186-191頁。藤田英美子「保育唱歌」日本音楽教育学会編『日本音楽教育事典』音楽之友社, 2004年, 706-707頁。
- ¹⁹ Mason, Luther Whiting (1818 ~ 1896, 米)。メーソンについては, 小川昌文「メーソン」日本音楽教育学会編『日本音楽教育事典』音楽之友社, 2004年, 761-765頁, が詳しい。
- ²⁰ 山住正巳『唱歌教育成立過程の研究』東京大学出版会, 1967年(1979年重版使用), 64-67頁。
- ²¹ 大畑祥子「両師範・学習院における音楽教育」東京芸術大学音楽取調掛研究班編『音楽教育成立への軌跡』音楽之友社, 1976年, 387-400頁。
- ²² 松下直子「音楽取調掛での唱歌教員養成」田甫桂三編『近代日本音楽教育史Ⅰ』学文社, 1980年, 144頁。
- ²³ 沢崎「音楽取調掛の設置」, 前掲書, 16-43頁。
- ²⁴ 河口道朗『近代音楽教育論成立史研究』音楽之友社, 1996年, 183-213頁。
- ²⁵ 伊沢修二『音楽取調成績申報書』1884年(山住正巳校注『洋楽事始』平凡社, 1971年, 1987年重版使用)。
- ²⁶ 同上, 27頁。
- ²⁷ 同上, 28頁。
- ²⁸ 同上, 29頁。
- ²⁹ 河口, 前掲書, 187頁。
- ³⁰ 中山裕一郎「わが国における教員養成課程の歴史」『季刊音楽教育研究』春号第19巻第

- 2号、音楽之友社、1976年、78-87頁。中山裕一郎「音楽教員養成の歴史」『音楽教育の歴史』小学校音楽教育講座第2巻、音楽之友社、1983年、144-153頁。
- 31 佐野靖「東京音楽学校と教員養成——その教育内容の変遷をめぐって」『季刊音楽教育研究』春号第31巻第2号、音楽之友社、1988年、24-40頁。
- 32 浜野、前掲書、76-79頁。
- 33 文部省教育調査部『師範教育関係法令の沿革』1938年、44-48頁。
- 34 浜野、前掲書、72-73頁。
- 35 水原、前掲書、342-351頁。
- 36 長野県教育史刊行会『長野県教育史 第一巻 総説編一』長野県教育史刊行会、1978年、806頁。
- 37 松下直子「独自の唱歌教育」田甫桂三編『近代日本音楽教育史 I』学文社、1980年、162-171頁。
- 38 同上、168頁。
- 39 同上、171-172頁。
- 40 同上、172頁。
- 41 村尾忠廣「唱歌教育の地方への普及」『音楽教育研究』8月号、音楽之友社、1970年、145頁。村尾忠廣「学校唱歌の開設と地方への普及」東京芸術大学音楽取調掛研究班編『音楽教育成立への軌跡』音楽之友社、1976年、423頁。
- 42 作道好男・作道克彦編『岩手大学教育学部百年史』教育文化出版、1983年、111頁。吉田久五郎「岩手県における唱歌教育の普及過程について」『音楽教育学』第2号、日本音楽教育学会、1972年、148-157頁。村尾「学校唱歌の開設と地方への普及」、前掲書、408-409頁。北原かな子「明治期津軽地方における唱歌の普及——地方への唱歌普及の一例として」安田寛代表編『原典による近代唱歌集成—誕生・変遷・伝播—解説・論文・索引』ビクターエンタテイメント、2000年、198頁、201頁。
- 43 松下「独自の唱歌教育」、前掲書、174頁。
- 44 水原、前掲書、507頁。
- 45 文部省教育調査部『師範教育関係法令の沿革』1938年、68-70頁。
- 46 玉川裕子「明治日本と西洋音楽——制度史からみた「美的受容」の成立」『比較文学・文化研究会』vol.2-1、1986年、31-49頁。
- 47 山住、前掲書、268-282頁。
- 48 奥中康人「五線譜による儀式唱歌の国楽化」劉麟玉代表『近代音楽・歌謡の成立過程における国民性の問題』平成13・14年度科学研究費補助金研究成果報告書、2003年、80頁。なお、山住は、千葉県尋常師範学校においては1888（明治21）年から天長節の儀式が行われていたことを例に挙げている（山住、前掲書、278頁）。
- 49 沢崎「音楽取調掛の設置」、前掲書、41-43頁。大畠、前掲書、130-131頁。藤田芙美子「『幼

- 稚園唱歌集』 日本音楽教育学会編『日本音楽教育事典』 音楽之友社, 2004年, 792-794頁。
- 50 倉橋惣三・新庄よしこ『日本幼稚園史』 フレーベル館, 1956年, 310頁。
- 51 1897(明治30)年から1931(昭和6)年までの師範学校における音楽教育に関する法令については、別府が概観している(別府, 前掲書, 60-71頁)。
- 52 同上, 181頁。
- 53 日本教育音楽協会『本邦音楽教育史』 音楽教育書出版協会, 1934年, 156-159頁(第一書房, 1982年復刻版使用)。
- 54 同上, 209-212頁。
- 55 文部省教育調査部『師範教育関係法令の沿革』 1938年, 258頁。
- 56 同上, 258頁。
- 57 同上, 261頁。
- 58 山田昇「大正期師範教育の問題」 中内敏夫・川合章編『日本の教師6／教員養成の歴史と構造』 明治図書出版, 1974年, 162-163頁。
- 59 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』 第五巻, 教育資料調査会, 1939年(1964年重版), 673-674頁。
- 60 文部省『幼稚園教育百年史』, 前掲書, 114-117頁。
- 61 水野, 前掲書, 26頁。
- 62 大畠, 前掲書, 133頁。
- 63 大畠祥子「幼児音楽教育論5 わが国における幼児音楽教育の成立と発展(中)」『季刊音楽教育研究』 1985年冬号第28巻第1号, 音楽之友社, 1985年, 159-163頁。稲田嶺一郎「明治期の就学前唱歌教育(五) — 東基吉と『幼稚園唱歌』」『美作女子大学・美作女子大学短期大学部紀要』 30号, 美作女子大学, 1985年, 19-30頁。金本佳世「幼児の音楽教材に関する一考察」 — 東基吉の唱歌遊戯論と, 滝廉太郎, 東クメ編「幼稚園唱歌を中心として」『武蔵野音楽大学研究紀要』 20号, 武蔵野音楽大学, 1988年, 1-16頁。松本正「『幼稚園唱歌』」日本音楽教育学会編『日本音楽教育事典』 音楽之友社, 2004年, 792頁。柿岡玲子『明治後期幼稚園保育の展開過程 — 東基吉の保育論を中心に』風間書房, 2005年, 183-202頁。
- 64 山田昇「師範教育制度の確立」 仲新監修『学校の歴史 第5巻 教員養成の歴史』 第一法規出版, 1979年, 68頁。
- 65 教育史編纂会『明治以降教育制度発達史』 第七巻, 教育資料調査会, 1939年(1964年重版), 631-633頁。
- 66 同上, 634頁。
- 67 谷口琢男「中等学校の制度的発達」 教科書研究センター編『旧制中等学校教科内容の変遷』 ぎょうせい, 1984年, 32頁。
- 68 杉森知也「中等教員養成史上における臨時教員養成所の位置と役割」『日本の教育史学』

- 教育史学会紀要第43集, 2000年, 60-76頁。
- 69 芸術研究振興財団・東京芸術大学百年史編集委員会『東京芸術大学百年史 東京音楽学校篇 第二巻』音楽之友社, 2003年, 1052-1070頁。
- 70 清水康幸『教育審議会の研究 師範学校改革』野間教育研究所紀要第42集, 2000年, 62-64頁。
- 71 山田昇「師範学校生徒の抵抗運動」中内敏夫・川合章編『日本の教師6／教員養成の歴史と構造』明治図書出版, 1974年, 196-200頁。
- 72 平井建二「1920・1930年代の音楽教育の動向に関する一考察 — 奈良女子高等師範学校附属小学校を中心に」『音楽教育学』11号, 日本音楽教育学会, 1981年, 28-39頁。平井建二「わが国の音楽教育における創造性の思想的系譜」日本音楽教育学会編『音楽教育学の展望Ⅱ（上）』音楽之友社, 1991年, 32-39頁。平井建二「1920・30年代の音楽教育の動向 — 奈良女子高等師範学校附属小学校を中心に」河口道朗監修『音楽教育史論叢 第Ⅱ 音楽と近代教育』開成出版, 2005年, 133-155頁。三村真弓「大正後期から昭和初期の小学校唱歌科における児童作曲法の展開と特質」『音楽教育学』30-1号, 日本音楽教育学会, 2000年, 42-60頁。橋本静代「サテイス・コールマンによる“Creative Music”の思想 — 米国における資料と日本の簡易楽器導入時への影響について」『音楽教育史研究』第3号, 音楽教育史学会, 2000年, 31-42頁。
- 73 山田「大正期師範教育の問題」, 前掲書, 173-180頁。
- 74 日本保育学会『日本幼児保育史』第三巻, フレーベル館, 1969年（1973年再版使用）, 219-221頁。
- 75 岡山県保育史編集委員会編, 前掲書, 223-225頁。なお、岡山県の師範学校に関しては以下の先行研究がある。竹田宏子「岡山県の師範学校における保育者養成史の研究（第一報）」『中国四国教育学会 教育学研究紀要』第38巻第1部, 中国四国教育学会, 1992年, 78-83頁。竹田宏子「岡山県の師範学校における保育者養成史の研究（第二報）」『中国四国教育学会 教育学研究紀要』第39巻第1部, 中国四国教育学会, 1993年, 82-87頁。
- 76 日本保育学会『日本幼児保育史』第四巻, フレーベル館, 1971年, 205頁。
- 77 文部省『幼稚園教育百年史』, 前掲書, 204-208頁。
- 78 岡山県保育史編集委員会編, 前掲書, 225頁。

すずき しんいちろう（音楽教育学）